

～介護保険の理念について～

介護保険サービスは、要介護状態等の軽減または悪化の防止となるように、医療と連携しながら行わなければならないとされています。そして、このような保健医療サービスや福祉サービスは、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択によって、総合的かつ効率的に提供されるべきだとされています。介護保険は要介護状態になっても、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を住み慣れた地域において送ることが出来ることを目指しています。

令和7年度における主な改正点は次のとおりです。

- ・ 介護保険法施行令の改正により、令和7年4月から、介護保険料の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に見直します。→P2
- ※負担限度額認定、高額介護（予防）サービス費における80万円の基準についても、同様に80.9万円に変更予定です（令和7年8月施行予定）。→P24、P25
- ・ 令和5年度から、次の事業が福祉課に移行しています。→成年後見制度利用支援事業、高齢者虐待防止事業、食の自立支援事業、緊急通報機器貸与事業、寝具類等洗濯乾燥消毒事業

介護保険は、いつまでも安心して暮らせるように高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

「高齢者の方やその御家族などが、住み慣れた地域で、安心して充実した生活」を送れるように、必要に応じた介護サービスを御利用ください。

みんなの健康寿命を延ばしていきましょう。